

吹田市環境影響評価条例施行規則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 18 号）

改正	平成 10 年 6 月 1 日規則第 31 号	平成 11 年 6 月 24 日規則第 30 号
	平成 12 年 4 月 17 日規則第 35 号	平成 12 年 10 月 25 日規則第 54 号
	平成 13 年 4 月 13 日規則第 37 号	平成 18 年 3 月 20 日規則第 9 号
	平成 21 年 3 月 24 日規則第号	平成 23 年 3 月 31 日規則第 21 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、吹田市環境影響評価条例（平成 10 年吹田市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（対象事業）

第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める事業は、別表第 1 の中欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する事業とする。

（実施計画書の提出）

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定による実施計画書の提出は、環境影響評価実施計画書提出書（様式第 1 号）に添付して行うものとする。

2 前項の実施計画書の提出部数は、30 部とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、提出部数を増減することができる。

（実施計画書についての意見書の提出）

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による意見書の提出は、実施計画書についての意見書（様式第 2 号）により行うものとする。

（準備書の提出）

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定による準備書の提出は、環境影響評価準備書提出書（様式第 3 号）に添付して行うものとする。

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の準備書の提出部数について準用する。

（準備書の提出期限）

第 7 条 条例第 10 条第 2 項に規定する規則で定める時期は、別表第 2 の中欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる提出時期とする。ただし、事業が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により都市計画に定められるものの場合にあっては、同表の規定にかかわらず、同法第 17 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公告の前とする。

（説明会の開催）

第 8 条 条例第 11 条第 2 項の規定による説明会の開催の周知は、次の各号のいずれかに該当する方法によるものとする。

- （1）印刷物の配布
- （2）掲示板への掲示
- （3）日刊新聞紙への掲載

(4) その他適当な方法

2 条例第 11 条第 4 項の規定による結果の報告書の提出は、説明会開催結果報告書(様式第 4 号)により行うものとする。

3 条例第 11 条第 5 項に規定する規則で定める理由は、災害、交通の途絶その他市長が適当と認めるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第 9 条 条例第 12 条第 1 項の規定による意見書の提出は、準備書についての意見書(様式第 5 号)により行うものとする。

(見解書の提出)

第 10 条 条例第 13 条第 1 項の規定による見解書の提出は、見解書提出書(様式第 6 号)に添付して行うものとする。

(公述人の選定等)

第 11 条 条例第 14 条第 3 項の規定による公述申出書の提出は、様式第 7 号により行うものとする。

2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、公聴会において意見を述べる者(以下「公述人」という。)の人数を制限することができる。

3 市長は、公述人を選定したときは、速やかに、その旨を本人に通知するものとする。

(公聴会の運営)

第 12 条 公聴会は、あらかじめ市長の指名する職員が司会する。

2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人の発言時間を定めることができる。

3 公述人は、準備書又は見解書の内容について、市長が意見を聴取しようとする事項の範囲を超えて発言してはならない。

4 司会者は、公述人が前項の規定に違反したとき、又は公聴会に出席している者が秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(事業者又は参考人の出席等)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に事業者又は参考人の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(公聴会の取りやめ等)

第 14 条 市長は、条例第 14 条第 3 項の規定による公述申出書の提出がなかったときは、公聴会の開催を取りやめることができる。

2 市長は、前項の規定により公聴会の開催を取りやめたときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、公聴会の開催を取りやめることができる。

4 市長は、前項の規定により公聴会の開催を取りやめたときは、公述人にその旨を通知するとともに、期限を定めて、公述に代えて書面による意見を求めるものとする。

(評価書の提出)

第 15 条 条例第 17 条第 1 項の規定による評価書の提出は、環境影響評価書提出書（様式第 8 号）に添付して行うものとする。

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の評価書の提出部数について準用する。

（評価書についての意見書の提出）

第 16 条 条例第 18 条第 1 項の規定による意見書の提出は、評価書についての意見書（様式第 9 号）により行うものとする。

（報告書の提出）

第 17 条 条例第 20 条第 1 項の規定による報告書の提出は、評価報告書（様式第 10 号）に添付して行うものとする。

（着手及び完了の届出）

第 18 条 条例第 22 条の規定による工事着手の届出は、工事着手届出書（様式第 11 号）により行うものとする。

2 条例第 23 条の規定による工事完了の届出は、工事完了届出書（様式第 12 号）により行うものとする。

（事後監視計画書の提出）

第 19 条 条例第 24 条第 2 項の規定による事後監視計画書の提出は、事後監視計画書提出書（様式第 13 号）に添付して行うものとする。

（事後監視報告書の提出）

第 20 条 条例第 25 条第 2 項の規定による事後監視報告書の提出は、事後監視報告書提出書（様式第 14 号）に添付して行うものとする。

（法律等）

第 20 条の 2 条例第 30 条に規定する規則で定める法律等は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び大阪府環境影響評価条例（平成 10 年大阪府条例第 3 号）とする。

（法律等に規定する書類）

第 20 条の 3 条例第 31 条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

（1）環境影響評価法第 6 条第 1 項の規定により送付を受けた方法書並びに同法第 15 条の規定により送付を受けた準備書及びこれを要約した書類

（2）大阪府環境影響評価条例第 7 条の規定により送付を受けた方法書の写し並びに同条例第 16 条第 1 項の規定により送付を受けた準備書及び要約書の写し

（市民の意見書の提出）

第 21 条 条例第 32 条の規定による意見書の提出は、法律等に規定する書類についての意見書（様式第 15 号）により行うものとする。

（審査会の臨時委員）

第 22 条 臨時委員は、審査会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

（審査会の会長及び副会長）

第 23 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 24 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の部会)

第 25 条 審査会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員及び臨時委員は、審査会の意見を聴いて会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、審査会の意見を聴いて会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(審査会の意見の聴取等)

第 26 条 審査会及び部会は、必要に応じ委員等以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第 27 条 審査会の庶務は、環境部地球環境室地球環境課において処理する。

(審査会の運営に関する事項)

第 28 条 前 6 条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の意見を聴いて会長が定める。

(立入調査員証)

第 29 条 条例第 38 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 16 号）とする。

(委任)

第 30 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条から第 28 条までの規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 1 日規則第 31 号）

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 24 日規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 17 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 25 日規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 13 日規則第 37 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成 19 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 21 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

項	事業の種類	要件
1	道路の建設	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路又は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 9 項に規定する自動車道の新設又は改築事業（改築にあつては、車線の数の増加を伴うものに限る。）で、その新設又は改築後の車線の数が 4 以上で、かつ、その新設又は改築に係る区間の長さが 1 キロメートル以上のもの
2	鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道の新設又は改良事業（改良にあつては、線路の増設、停車場の設置又は立体交差化を伴うものに限る。）
3	廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る処理能力が 1 日当たり 100 トン以上のもの
4	終末処理場の建設	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 6 号に掲げる終末処理場の新設事業
5	工場又は事業場の建設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の建設又は増設事業で、その新設又は増設に係る敷地面積が 9,000 平方メートル以上のもの
6	住宅団地の建設	一団の土地に集团的に建設される住宅及びそれに伴う公園等の附帯施設の新設事業で、その一団の土地の面積が 3 ヘクタール以上のもの
7	土地区画整理事業	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業で、その施行地区の面積が 10 ヘクタール以上のもの
8	市街地再開発事業	都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に掲げる市街地再開発事業で、その施行区域の面積が 3 ヘクタール以上のもの
9	流通業務団地造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する流通業務団地造成事業で、その施行区域の面積が 10 ヘクタール以上のもの
10	駐車場の建設	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る駐車台数が 500 台以上のもの
11	大規模小売店舗の建設	大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る建物の延べ面積（住居の用に供する部分の面積を除く。）が 5,000 平方メートル以上のもの
12	高層建築物の建築	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に掲げる建築物の新築事業で、その建築物の高さが 60 メートル以上のもの
13	開発行為を伴	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を伴う事業で、その開

	う事業（前各項のいずれかに該当するものを除く。）	発区域の面積が3ヘクタール以上のもの
14	その他の事業	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして、市長が認める事業

別表第2（第7条関係）

項	事業の種類	準備書の提出時期
1	道路の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更 (2) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項、第7条の12第1項又は第8条第1項の規定に基づく許可の申請 (3) 道路運送法第5条第1項若しくは第47条第1項の規定に基づく免許の申請、同法第43条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第15条第1項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第66条第1項若しくは第67条において準用する第54条第1項の規定に基づく認可の申請
2	鉄道又は軌道の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 鉄道事業法第8条第1項又は第12条第1項の規定に基づく認可の申請 (2) 軌道法第5条第1項の規定に基づく認可の申請
3	廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2第1項の規定に基づく許可の申請の前又は同法第9条の3第1項の規定に基づく届出の前
4	終末処理場の建設	下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項の規定に基づく認可の申請の前
5	工場又は事業場の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第29条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知 (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項又は第8条第1項の規定に基づく届出
6	住宅団地の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第29条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第18条第2項の規定に基づく通知 (3) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第11条の規定に基づく協議 (4) 都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）第31条第3項の規定に基づく地方公共団体からの意見聴取 (5) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定に基づく地方公共団体の長からの意見聴取
7	土地区画整理事業	土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定に基づく認可の申請の前

8	市街地再開発事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第 29 条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知
9	流通業務団地造成事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第 29 条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請
10	駐車場の建設	
11	大規模小売店舗の建設	
12	高層建築物の建築	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 都市計画法第 29 条の規定に基づく許可の申請 (2) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知又は同法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の申請 (3) 都市基盤整備公団法第 31 条第 3 項の規定に基づく地方公共団体からの意見聴取 (4) 地方住宅供給公社法第 28 条の規定に基づく地方公共団体の長からの意見聴取
13	開発行為を伴う事業（前各項のいずれかに該当するものを除く。）	都市計画法第 29 条の規定に基づく許可の申請の前
14	その他の事業	その都度、市長と事業者とが協議して定める時期